第二十八条第一項の表に次の一号を加える。

十五　平成二十九年八月三十一日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入された自動車以外の自動車であって、平成二十八年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定を受けた型式認定自動車並びに平成二十八年九月三十日以前に道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号。以下この条において「平成二十七年改正告示」という。）による改正後の細目告示第四十一条の基準（以下この条において「平成二十八年基準」という。）に適合するものとして指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）	細目告示第四十一条第二項第四号及び同条第四項、第百十九条第二項第四号及び同条第四項並びに第百九十七条第二項第四号及び同条第四項

第二十八条第十二項中「第八項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては百万分の九百八十、炭化水素にあっては百万分の六百七十、窒素酸化物にあっては百万分の五百（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、百万分の八百五十）を超えないこと。」を「次の各号に掲げる基準に適合する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては百万分の九百八十、炭化水素にあっては百万分の六百七十、窒素酸化物にあっては百万分の五百（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、百万分の八百五十）を超えないこと。

二　黒煙による汚染度が五十パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が二・七六m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が五十パーセントを超えないものとみなす。

第二十八条第十七項中「第八項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては百万分の九百八十、炭化水素にあっては百万分の六百七十、窒素酸化物にあっては百万分の四百五十（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、百万分の七百）を超えない」を「次の各号に掲げる基準に適合する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第八項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては百万分の九百八十、炭化水素にあっては百万分の六百七十、窒素酸化物にあっては百万分の四百五十（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、百万分の七百）を超えないこと。

二　黒煙による汚染度が五十パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が二・七六m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が五十パーセントを超えないものとみなす。

第二十八条第十八項中「第八項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては百万分の九百八十、炭化水素にあっては百万分の六百七十、窒素酸化物にあっては百万分の三百九十（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、百万分の六百十）を超えない」を「次の各号に掲げる基準に適合する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第八項の表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の容量比（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比）で表した測定値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値が、一酸化炭素にあっては百万分の九百八十、炭化水素にあっては百万分の六百七十、窒素酸化物にあっては百万分の三百九十（直接噴射式の原動機を有する自動車にあっては、百万分の六百十）を超えないこと。

二　黒煙による汚染度が五十パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が二・七六m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が五十パーセントを超えないものとみなす。

第二十八条第二十七項中「次の基準」を「次の各号に掲げる基準」に改め、同項に次の一号を加える。

三　黒煙による汚染度が五十パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が二・七六m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が五十パーセントを超えないものとみなす。

第二十八条第三十六項中「五十パーセント以下」を「五十パーセントを超えないもの」に、「二・七六m^{-1}以下」を「二・七六m^{-1}を超えないもの」に改め、同条第三十八項中「次の基準」を「次の各号に掲げる基準」に改め、同項に次の一号を加える。

三　黒煙による汚染度が五十パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が二・七六m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が五十パーセントを超えないものとみなす。

第二十八条第四十項中「五十パーセント以下」を「五十パーセントを超えないもの」に、「二・七六m^{-1}以下」を「二・七六m^{-1}を超えないもの」に改め、同条第四十四項中「次の基準」を「次の各号に掲げる基準」に改め、同項に次の一号を加える。

三　黒煙による汚染度が四十パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が一・六二m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が四十パーセントを超えないものとみなす。

第二十八条第四十六項及び同条第五十項中「四十パーセント以下」を「四十パーセントを超えないもの」に、「一・六二m^{-1}以下」を「一・六二m^{-1}を超えないもの」に改め、同条第五十六項中「第四十一条第一項第二十号、第百十九条第一項第十一号及び」を削り、「四十パーセント以下」を「四十パーセントを超えないもの」に、「一・六二m^{-1}以下」を「一・六二m^{-1}を超えないもの」に改め、同条第七十三項中「次の基準」を「次の各号に掲げる基準」に改め、同項に次の一号を加える。

三　黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないこと。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が一・六二m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。